

小田原ゴルフ倶楽部 日動御殿場コース 会則

第一章 総則

- 第1条（名称）
本倶楽部は小田原ゴルフ倶楽部 日動御殿場コース（以下倶楽部という）と称する。
- 第2条（目的）
本倶楽部は、株式会社 日動（以下会社という）が静岡県御殿場市において経営管理するゴルフ場、及びその付属設備を利用して、ゴルフを通じ会員の健康増進と会員相互の親睦を図るとともに、健全なスポーツとしてゴルフの普及・発展に努める事を目的とする。
- 第3条（事務所）
本倶楽部の事務局はゴルフ場事務所内に置く。

第二章 会員

- 第4条（会員の種類）
本倶楽部の会員は、次の通り種別される。
- 1）特別会員
 - 2）正会員（個人・法人）
 - 3）平日会員（個人・法人）
 - 4）週日会員（個人・法人）
- 第5条（特別会員）
特別会員は本倶楽部又は会社に功労があった者で、会社の取締役会の推薦により理事会が承認した者とする。
- 第6条（正会員・平日会員・週日会員）
正会員・平日会員・週日会員は記名式とし、第7条に定める所定の手続きを行い、会社又は理事会の承認を得て本倶楽部に入会した者とする。
- 第7条（入会手続）
本倶楽部の正会員・平日会員・週日会員として本倶楽部に入会を希望する者は、会社に対して所定の申込手続きを取り、理事会の承認を経て入会金の払込を行う事とする。
- 第8条（入会保証金）
1）入会保証金は会社が預託を受け、会社の責任において運用管理されるものとする。
2）入会保証金は会員資格取得日より15年据え置きとし、利息又は配当金は付さない。
3）入会保証金の返還請求にあたっては、当該会員に年会費・その他料金等の未払分があるときは、当該未払分を差引いて精算を完了させる事とする。
- 第9条（入会保証金の返還）
入会保証金の返還について次の通りとする。
- 1）会社所定の退会届の提出を必要とする。
 - 2）入会保証金は別に定める手続きに従い、毎年1回指定された日において返還を行うものとする。
- 第10条（会員の権利）
会員は次の権利を享有する。
- 1）会員は下記の区分に従い、コース及び付属施設を利用することができる。
 - i 特別会員及び正会員は、ゴルフ場の休業日を除き、すべての日の開場時間内。
 - ii 平日会員は、日曜、祝日（振替休日及び休業日を含む）を除き、平日の開場時間内。
 - iii 週日会員は、土曜、日曜、祝日（振替休日及び休業日を含む）を除き、平日の開場時間内。
 - 2）本倶楽部主催の競技会その他の行事に、理事会が定め会社が承認した条件の下で参加すること。
 - 3）本倶楽部の公式ハンディキャップの査定を受けること。

- 第11条（会員の義務）
会員は次の義務を負担する。
- 1）所定の会費及びその他の利用料を滞滞なく、会社に対し支払うこと。
 - 2）会則を遵守し、理事会及びその他の委員会の決議又は決定に従うこと。
 - 3）会員名義を他に貸与許諾したり、詐称させたりしないこと。
 - 4）ビジターの行為及びその支払いについては、その紹介者たる会員が責任を負うこと。
 - 5）本倶楽部の秩序を乱し又は名誉を毀損する行為をしないこと。

- 第12条（会員の地位の譲渡）
1）正会員、平日会員、週日会員は、その地位を入会保証金の返還を受けるべき権利と共に譲渡することができる。会員の地位を譲り受けようとする者は、会社に対して所定の入会手続きを取り、理事会の承認を得た後、所定の名義書替料を会社に納入しなければならない。
2）会員の地位を譲り受けた者は、前会員の権利義務を継承するものとする。

- 第13条（会員の地位の喪失）
会員は次の場合にその地位を失う。
- 1）退会
 - 2）第12条に基づく地位の譲渡
 - 3）除名
 - 4）死亡
 - 5）法人会員の場合、その法人が清算終了し、記名人が死亡したとき
 - 6）特別会員としての推挙の理由が消滅したと会社及び理事会が認めたとき

- 第14条（権利の停止、除名）
会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の決議により、一定期間その会員としての権利を停止し、或いは除名することができる。但し、いずれの場合も会社の同意を受ける事を必要とする。
- 1）会則その他本倶楽部の諸規則に違反したとき。
 - 2）本倶楽部の秩序を乱し、または名誉を毀損する行為をしたとき。
 - 3）会費その他の支払いを3ヶ月以上滞納し催告しても完納しないとき。

- 4）会員としてふさわしくない非行の事実があったとき。
- 5）会員と本倶楽部との間に信頼関係の継続を困難にする事由が生じたとき。
- 6）その他処分が至当と認められる事実があったとき。

- 第15条（年会費等の支払）
本倶楽部の年会費、名義書替料、その他会員が負担すべき費用の金額、納入時期については会社が理事会と協議し決定する事とする。一度納入した金額は、いかなる事由によるものであれ、これを返還しないものとする。

- 第16条（年会費の免除）
次の事由に該当する場合を除き、年会費免除についてはこれを認めない。また、事由を遡及して適用することはない。
- 1）特別会員
 - 2）海外会員（会社に所定の手続きを必要とする）
 - 3）傷病会員（会社に所定の手続きを必要とする）
 - 4）会員の地位を喪失した場合、その喪失日以降
- 第17条（年会費の減額）
会員の居住先及び勤務先が遠隔地である場合、会員の申し出により年会費を2分の1に減額することができる。遠隔地とは、静岡県・山梨県・神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県を除く各都道府県とする。

第三章 役員、理事会及び分科委員会

- 第18条（役員）
1）本倶楽部の役員は、次の通りとする。
 - i 理事長 1名
 - ii 副理事長 1名
 - iii 理事 15名以内
- 2）役員の任期はすべて3ヶ年とする。但し、重任することを妨げない。また役員は、任期満了の場合といえども後任役員が就任するまではその職務を行う。

- 第19条（役員の委嘱）
理事長は、会社が会員の中より委嘱する。理事は会社及び理事長が会員のなかより選任して委嘱し、この理事のなかより副理事長を委嘱する。
- 1）理事長は、本倶楽部を代表し、会務を統轄執行する。
 - 2）副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障のあるときは、その職務を代行する。
 - 3）理事は理事会を構成する。

- 第20条（理事会の決議事項）
理事会は次の事項につき、審議し決定する。但し、会社の同意を受ける事を要する。
- 1）この会則を運用するために、細則及び本倶楽部運営のための諸規則の制定改廃
 - 2）会社が決定した諸料金についての承認
 - 3）会員の入会承認
 - 4）特別会員の承認
 - 5）会員としての権利の停止又は除名
 - 6）分科委員会の設置及び廃止並びにその委員の選任及び解任
 - 7）その他本倶楽部の運営に必要な事項の決定

- 第21条（理事会の運営方法）
1）理事会は理事長がこれを招集する。また、理事会の議長には理事長がこれにあたる。
2）理事会は委任状を提出した理事を含め、全理事の2分の1以上の出席がなければ開催し、決議することができない。
3）理事会の決議は原則として出席理事の過半数の賛否により決し、可否同数の場合は議長の決定による。

- 第22条（分科委員会の設置）
理事会は本倶楽部運営のため必要に応じ分科委員会を設ける。
分科委員会の組織及び運営その他については、細則で定めるほか理事会の決定による。

- 第23条（分科委員会の構成等）
分科委員会の委員は会員の中より理事会が選任し、その任期は3ヶ年とする。但し、重任することを妨げない。
理事会は、会員の中より分科委員会の委員長を選任し、担当分科委員会の会務を統轄する。
分科委員会の委員は、担当委員会の委員の中より理事会の同意を得て副委員長を選任し、担当委員会の会務を補佐させ、委員長に支障あるときはその職務を代行させることができる。

- 第24条（無報酬）
本倶楽部の役員及び分科委員会の役員はすべて名誉職とし、何等の報酬も受けないものとする。

第四章 事業年度経費

- 第25条（事業報告）
理事長は、毎事業年度の期首に本倶楽部の運営に関し、前年度の経過及び本年度の計画等を会員に対し報告するものとする。

- 第26条（事業年度）
本倶楽部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

- 第27条（経費）
本倶楽部の運営に要する費用は、すべて会社の負担とする。

第五章 付則

- 第28条（細則等）
この会則に定めのない事項については、細則によるほか、理事会の定めるところによる。

- 第29条（改正）
この会則の改正は、会社の同意を得て理事会において決定する。

- 第30条（経過措置）
役員が選任され理事会が構成されるまでの間は、本倶楽部の運営は会社の取締役会がその職務を代行する。

- 第31条（施行日）
この会則は昭和60年1月1日制定し施行する。
平成20年4月1日に民事再生計画に従い一部追加する。